

31. 法人税制度の概要

税	法人税
率	(1) 「各事業年度の所得」については (イ)普通法人 資本金 1 億円以下のもの 年 800 万円以下の所得 31% (配当に対するもの 25%) 年 800 万円超の所得 43.3% (配当に対するもの 33.3%) 資本金 1 億円超のもの 43.3% (配当に対するもの 33.3%) (ロ)公益法人等及び協同組合等 28% (協同組合配当に対するもの 23%) (2) 「清算所得」については (イ)普通法人 38.1% (ロ)協同組合等 25.8% (注) 上記の税率は租税特別措置法第 42 条の規定による臨時税率である。
法人社内留保課税	同族会社課税 各事業年度の留保所得から所得等の金額の 35%相当額又は年 1,500 万円のいずれか多い金額（その金額が資本金の 25%に相当する金額からその事業年度末の利益積立金額を控除した残額に満たないときは、その残額）を控除した金額に対し、次の割合 年 3,000 万円以下 10% 〃 3,000 万円超 15% 〃 1 億円超 20%
租税の特 別減免	(1) 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除（措法 42 の 4） ① 増加試験研究費の税額控除制度…適用年度（昭和 42.6.1～昭和 63.3.31 の間に開始する事業年度）の試験研究費の額が基準年度（昭和 42.1.1 を含む事業年度の直前事業年度）から適用年度の直前事業年度までの各事業年度の試験研究費の額のうち最も大きい額を超える場合に、その超える額の 20%相当額（当期の法人税額の 10%相当額を限度とする。）の税額控除が認められる。 ② 基盤技術研究開発促進税制…昭和 60.4.1～昭和 63.3.31 の間に基盤技術研究開発研究用資産を新規取得した場合には、①の税額控除額に加えて、その取得価額の 7%相当額（当期の法人税額の 15%相当額を限度とする。）の税額控除が認められる。 ③ 中小企業技術基盤強化税制…中小企業者等の昭和 60.4.1～昭和 63.3.31 の間に開始する各事業年度の試験研究費については、①の税額控除との選択適用で、その 6%相当額（さらに、基盤技術研究開発研究用資産の取得価額の 7%相当額を加算した金額）（当期の法人税額の 15%相当額を限度とする。）の税額控除が認められる。 (2) エネルギー基盤高度化設備投資促進税制（措法 42 の 5） エネルギー基盤の高度化に資するため、エネルギー利用高度化製造設備等を指定期間（昭和 61.4.1～昭和 63.3.31）内に新規取得した場合に、初年度 100 分の 30 の特別償却とその取得価額の 7%相当額（当期の法人税額の 20%相当額を限度とする。）の税額控除とのいずれかの選択が認められる。なお、控除限度超過額については、1 年間の繰越しが認められる。 (3) 中小企業新技術体化投資促進税制（措法 42 の 6） 中小企業者等が電子機器利用設備（いわゆるメカトロニクス機器）を指定期間（昭和 59.4.1～昭和 63.3.31）内に新規取得した場合に、初年度 100 分の 30 の特別償却とその取得価額の 7%相当額（当期の法人税額の 20%相当額を限度とする。）の税額控除とのいずれかの選択が認められる。なお、リース資産についても、これを使用する中小企業者等に対して、リース料の一定割合について 7%の税額控除が認められる。 控除限度超過額については、1 年間の繰越しが認められる。 (注) 上記（2）、（3）の対象設備のうち、輸入機器については、当該特別償却率又は税額控除率を 2 割増（特別償却率 36%、税額控除率 8.4%）とする。 (4) 技術等海外取引に係る所得の特別控除（措法 58）指定期間（昭和 39. 4. 1～昭和 63. 3. 31）内の日を含む各事業年度の指定期間内において、技術等海外取引による収入金額がある場合には、対外支払手段を対価とする①工業所有権（商標権を除く。）等の譲渡等による収入金額の 25%、②コンサルティング業務の収入金額の 16%に相当する金額（当期の所得金額の 40%相当額を限度とする。）を損金に算入することが認められる。

租税の特例減免 (続)	(5) 東京湾横断道路の建設事業を行う会社に対し出資をした場合の課税の特例（措法 66 の 17） 指定期間（昭和 61.4.1～昭和 66.3.31）内の日を含む各事業年度の指定期間内において、東京湾横断道路建設事業を行う会社の株式を払込みにより取得し、かつ、事業年度終了の日まで引き続き有している場合には、当該特定株式の取得価額の 10%に相当する金額（所得の額を限度）を損金に算入することが認められる。ただし、株式を譲渡したり、配当の支払を受けた場合には、特別控除額の取戻し課税が行われる。
利子・配当等に係る所得の特例	法人が支払を受ける利子・配当及び割引債の償還差益について源泉徴収された所得税額のうち、当該事業年度の法人税額から控除しきれなかつた部分については、5 年間の臨時措置（昭和 60.4.1～昭和 65.3.31 の間に終了する事業年度）として、翌事業年度以降の法人税額から 4 年間にわたり繰り越して控除され、この期間内に控除しきれなかつた部分の金額は、4 年目に全額還付される。（措法 68 の 2）
繰戻し 欠損の繰越し	(1) ① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金については 5 年間の繰越控除が認められる。ただし、昭和 61.4.1～昭和 63.3.31 の間に終了する事業年度については、直近 1 年間に生じた欠損金に限り適用しない。 ② 確定申告書を提出した事業年度の災害による損失に係る欠損金については 5 年間の繰越控除が認められる。 (2) 青色申告法人の欠損金については 1 年間の欠損金の繰戻還付が認められる。ただし、昭和 59.4.1～昭和 63.3.31 の間に終了する事業年度については、解散等特別な場合を除き、適用しない。
納期	(1) 期限内申告の場合 事業年度が 6 か月以下の法人は確定申告書の提出期限（各事業年度終了の日から 2 か月以内。ただし、会計監査人の監査等の理由により決算が確定しないと認められる場合には、税務署長の承認を受け、原則として 3 か月以内） 事業年度が 6 か月を超える法人は最初の 6 か月間に係る中間申告書の提出期限（事業年度開始後 6 か月を経過した日から 2 か月以内）、決算確定の際の確定申告書の提出期限（事業年度終了の日から 2 か月以内。ただし、会計監査人の監査等の理由により決算が確定しないと認められる場合には、税務署長の承認を受け、原則として 3 か月以内） なお、会計監査人の監査等の理由により申告期限の延長が認められた税額については、年 7.3% から年 12.775%の間で日本銀行の基準割引歩合に応じて定められる割合による利子税が徴収される。 (2) 期限後申告の場合は申告書提出の日 （注）災害その他やむを得ない事情により決算が確定しないときは税務署長の指定した日までに申告納税することができる。 修正申告による納税額の納期は修正申告提出の日である。
法人課税 その他の (参考)	事業税 年所得 350 万円以下 6% " 350 万円超 700 万円以下 9% " 700 万円超 12% 道府県民税 法人税額の 5.0% 市町村民税 " 12.3%